



動物の愛護、管理などに関する詳細な情報は、埼玉県のホームページでご覧いただけます。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A04/BB02/top.htm>

### 「家庭犬のしつけ方教室」のご案内

町と熊谷保健所管内熊谷地区狂犬病予防協会は、毎年「家庭犬のしつけ方教室」を開催しています。

犬は本来群れで行動し、リーダーを中心とした社会を形成しています。家庭犬にとっては、飼い主とその家族が群れであり、犬の言いなりになっていると、結果的に犬がリーダーとなって飼い主の言うことをきかなくなってしまう。飼い主が犬の本能を理解し、犬のリーダーとなる必要があります。子犬のころからのしつけが大切です。

本年度も「家庭犬のしつけ方教室」を11月末ごろ町内で開催する予定です。詳しくは本誌10月号でお知らせします。

愛犬とより良い関係をつくるため、ぜひこの機会にご参加ください。

問い合わせ／生活環境課（☎581・2121内線222）へ。

### 「動物ふれあい教室」

#### 参加者募集

日時／9月25日（火）午後2時から3時

場所／児童館（かわせみ荘2階）

内容／犬、うさぎ、モルモットとのふれあいと動物の飼育方などについてのお話。

対象／親子30組

申し込み／9月4日（火）午前11時から児童館へ電話または直接お申し込みください。

問い合わせ／児童館（☎581・3861）へ。

### お済みですか？

#### 愛犬の登録と注射

犬は、登録と年1回の狂犬病予防注射が飼い主に義務づけられています。

犬を新たに飼い始めた場合、30日以内（子犬は生後91日以降）に登録しなければなりません。また、今年度の狂犬病予防注射が済んでいない場合は、動物病院で注射をし、「狂犬病予防注射済証」を生活環境課へ提出し、「注射済票（交付手数料550円）」の交付を受けてください。

問い合わせ／生活環境課（☎581・2121内線222）へ。

### こんなとき、ご相談ください！

飼育方の相談、飼養できなくなった動物の引き取りなど／埼玉県動物指導センター（☎536・2465、熊谷市板井123）へ。

迷い犬、野良犬の捕獲、咬みつき

事故など／熊谷保健所（☎523

・2811、熊谷市末広3-9-11）

へ。

特集

9月20日  
～26日は

# 動物愛護週間 です

— ペットはあなたの家族です —

・トイレのしつけをしましょう。

・猫は放し飼いが一般的ですが、猫の安全と健康管理のためにも屋内で飼いましょう。

・勢・不妊手術をしましょう。



### 猫の飼い主の皆さんへ

・犬は必ず登録し、鑑札をつけましょう。

・毎年1回、狂犬病予防注射をうけましょう。

・しつけをしましょう（生後3カ月頃から始めましょう）。

・ふんは飼い主が責任を持って処理しましょう。

・放し飼いはやめましょう。

・犬の繁殖を希望しない場合は、去勢・不妊手術をしましょう。



### 犬の飼い主の皆さんへ

この機会に、人と動物が仲良く暮らすためにはどうすればよいかを考えてみましょう。

『動物の愛護及び管理に関する法律』では、国民の間に広く動物の愛護と適正な飼養についての理解と関心を深めていただくため、9月20日から26日を動物愛護週間と定めています。

ペットの犬や猫などの動物は、私たちの心を癒し、喜びや安らぎを与えてくれます。また、「家族の一員」「人生の伴侶」と考

える人も少なくありません。しかし、その一方で、ふん尿、放し飼いの鳴き声など飼い主のマナー欠如によるトラブルや苦情もたくさん発生しています。また、動物を捨てたり、虐待する事件も発生しています。

名札や目印となるものをつけましょう。

猫の繁殖を希望しない場合は、去勢・不妊手術をしましょう。

人や動物は、同じ地球上で、お互いが深いかわりを持ちながら共に暮らしています。動物たちは、姿や形が違っていても人と同じ大切な命を持っています。動物を飼うということは命を預かるということであり、一生面倒をみるという強い自覚と責任が求められます。近隣への配慮を忘れず、ルールやマナーを守って家族の一員であるペットと仲良く暮らしましょう。

問い合わせ／生活環境課（☎581・2121内線222）へ。

### 動物の愛護及び管理に関する法律(抜粋)

第2条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

第7条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者としての責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

